

令和5年度第1回あわらし農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和5年4月26日（水）午後1時30分から2時20分まで

2. 開催場所 あわらし市役所 3階 全員協議会室

3. 出席委員（12人）

会長 12番 丸谷 浩二

会長職務代理 2番 藤野 雄次

委員 3番 北田 和彦

4番 糠山 秀雄

5番 舘 邦夫

7番 三上 将治

8番 宮腰 茂雄

9番 谷川 聡志

10番 長谷川太佑

11番 林 恵子

13番 北 廣見

14番 朝倉 雪

4. 欠席委員（2人）

1番 川端 伸造

6番 松井 成樹

5. 議事日程

第1 開会

第2 会長挨拶

第3 業務報告

第4 議事録署名人の指名

第5 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 現況証明願について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出の報告について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による賃借権の合意解約届出の報告について

第6 その他

(1) 5月の農業委員会定例総会開催予定について

(2) その他

第7 閉会

6. 事務局 局長 山本 紹央
同補佐 高嶋 良子
主査 松村 邦弘
主事 後藤 タ子

7. 会議の概要

◇ 開会宣言

局長： 皆様、お疲れさまでございます。定刻となりましたので、ただいまよりあわら市農業委員会定例総会を始めます。

◇ 職員紹介

局長： 私、今年度、人事異動によりまして、農林水産課に配属されました山本といたします。よろしくお願いいたします。あわせて農業委員会事務局長を務めさせていただきますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

また、農業委員会事務局の職員の異動もございまして、伊藤の後任の後藤が配属になりました。後藤さん、お願いします。

主事： 伊藤の後任の後藤と申します。昨年度までは総務課のほうにいました。どうぞよろしくお願いいたします。

局長： それから、同じく農業委員会の事務局としまして、生産振興グループのリーダーの多賀の後任として井口という者と、それから生産振興の担当としまして、荒谷の後任で吉村という者も異動で配属になっております。報告をさせていただきました。それでは、定例総会の開会に当たりまして、丸谷会長からご挨拶をいただきます。よろしくお願いいたします。

◇ 会長挨拶

【会長 挨拶】

◇ 定足数の確認

事務局： それでは、本日の出席状況をご報告いたします。委員総数24名中、本日の出席委員は19名であります。なお、1番川端委員、6番松井委員、推進委員の辻下委員、

八木委員、深川委員から欠席の届出がございました。また、10番長谷川委員からの遅刻の申出がございました。したがって、委員総数の過半数のご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、この会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

◇ 業務報告

事務局： 続きまして、日程第3「業務報告」を申し上げます。

【業務報告の朗読及び説明】

それでは、ここからの進行につきましては丸谷会長にお願いいたします。

◇ 議事録署名人の指名

議長： それでは、日程第4「議事録署名人の指名」を行います。本日の議事録署名人は、3番北田委員、4番糠山委員の両名にお願いいたします。

◇ 議 事

議長： 日程第5、議事に入ります。

◇ 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長： 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。

事務局： 私のほうから、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、ご説明いたします。2ページにお進みください。

今回、2件の申請がございました。

1番につきましては、譲渡人は大溝にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。譲受人は中番にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。〇〇〇〇さんの耕作面積は田1万1,053㎡、畑201㎡でございまして、耕作人員は1名、申請農地は中番地係の畑201㎡、中番地係の田4,042㎡、中番地係の田3,285㎡、中番地係の田3,726㎡でございます。申請農地のうち2分の1はもともと〇〇〇〇さんの持分であり、〇〇〇〇さんの持分である残り2分の1に関する贈与による所有権の移転でございます。3ページの調書にもありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると思われま。

2番につきましては、譲渡人は春宮にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。譲受人は矢地にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。〇〇〇〇さんの耕作面積は田9,435㎡、畑1,388㎡でございまして、耕作人員は2名、申請農地は矢地地係の畑108㎡、矢地地係の畑3㎡でございます。売買による所有権の移転でございまして、4

ページの調書にもありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると思われます。

以上で説明を終わります。

議 長： 地区担当委員の説明を求めます。まず、議案第1号番号1番について、2番藤野職務代理人、お願いします。

2 番： 事務局の説明どおりで、特に問題はないかと思われます。

議 長： ありがとうございます。

続いて、番号2番について、8番宮腰委員、お願いします。

8 番： 同じく、譲受人、〇〇〇〇さん、同地区の人であり、農業しており、問題ないと思われます。

議 長： ありがとうございます。それでは、これらの案件について、ご質問はありませんか。よろしいですか。

(質問、意見なし)

ないようですので、採決に入ります。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成です。よって、許可相当と認めます。

◇ 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議 長： 続いて、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。

事 務 局： では、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」、ご説明させていただきます。5ページをご覧ください。

今回、案件としては1件の申請がございました。

番号1番につきましては、譲渡人は前谷にお住まいの〇〇〇〇さん、譲受人は鯖江市にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。申請の土地につきましては市姫三丁目地係の1筆で、登記地目は田、面積は224㎡でございます。用途につきましては個人用住宅でございます。事由につきましては、譲受人は所有権を移転し、申請地に個人用住宅を建設したいとのことでございます。権利の種類につきましては所有権の移転で、こちらの農地区分につきましては、都市計画法上の用途区域内の農地と

ということで第3種農地でございます。第3種農地につきましては、原則転用が可能となっております。場所につきましては6ページ、計画図につきましては7ページ、8ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

議長： それでは、地区担当の説明を求めます。番号1番につきまして、5番館委員、お願いいたします。

5番： 当該地は周りが全てもう住宅地になっておりますので、問題ないというふうに考えます。

以上です。

議長： ありがとうございます。

次に、本件について、本日現地調査を行っておりますので、調査委員を代表して9番谷川委員に調査結果の報告をお願いいたします。

9番： 本日9時から、私と北委員、糠山委員、事務局で現地を見てまいりました。事務局、それから館委員のご説明のとおり問題ないと思います。

議長： ありがとうございます。それでは、この案件につきまして、ご質問はありますか。よろしいですか。

(質問、意見なし)

質問がないようですので、採決に入ります。議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成です。よって、県に進達するものといたします。

◇ 議案第3号 現況証明願について

議長： 次に、議案第3号「現況証明願について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： では、議案第3号「現況証明願について」、ご説明させていただきます。10ページをご覧ください。

今回、案件としては2件の申請がございました。

番号1番につきましては、申請人は自由ヶ丘一丁目にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。申請の土地につきましては伊井地係で、面積は46㎡、登記地目は田、

現況は非農地でございます。事由につきましては、申請地は昭和初期までは田んぼとして利用されていましたが、昭和20年頃に住宅が建ち、後に解体されましたが、以後も宅地として利用されており、現在に至っているとのことで、今回、地目変更したいとのございます。場所につきましては11ページをご覧ください。

続きまして、番号2番につきましては、申請人は角屋にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。申請の土地につきましては角屋地係ほか2筆で、面積は合計で235.71㎡、登記地目は全て畑、現況は非農地でございます。事由につきましては、申請地は平成4年に車庫及び家庭菜園として整備されており、以後、宅地として利用され現在に至っているとのことで、今回、地目変更したいとのございます。場所につきましては12ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

議 長： それでは、地区担当委員の説明に移ります。番号1番につきまして、8番宮腰委員、お願いいたします。

8 番： 説明のとおり、問題ないと思われます。

議 長： ありがとうございます。
次に、番号2番について、7番三上委員、お願いいたします。

7 番： 事務局の説明どおりで、現地を確認しましたが問題ありません。
以上です。

議 長： ありがとうございます。
次に、本件について、本日現地調査を行っておりますので、調査委員を代表して、9番谷川委員に調査結果の報告をお願いいたします。

9 番： 本日の調査の結果ですけれども、ただいまご説明のとおり、問題ないと思います。

議 長： ありがとうございます。それでは、本案件につきまして、ご質問はありますか。
よろしいですか。

(質問、意見なし)

ないようですので、採決に入ります。議案第3号「現況証明願について」、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成です。よって、承認することといたします。

◇ 議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について

議長： 次に、議案第4号「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： では、議案第4号「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について」、ご説明いたします。13ページにお進みください。農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について、あわら市から別添のとおり農用地利用集積計画が提出されましたので、その決定を求めます。

14ページにお進みください。公告予定日につきましては令和5年4月28日金曜日でございます。借手は14人、貸手は28人でございます。利用権設定面積は、賃貸借が49筆、13万541㎡、うち再設定が35筆、10万1,955㎡でございます。期間別内訳は、3・4年の田が1筆、2,121㎡、畑が8筆、1万7,813㎡、5年の田が2筆、7,195㎡、畑が7筆、1万9,212㎡、10年の田が22筆、6万8,782㎡、畑が9筆、1万5,418㎡でございます。

15ページにお進みください。集落別内訳については、牛山の畑が2筆、国影の畑が1筆、重義の田が1筆、轟木の田が3筆、上番の田が1筆、中番の田が1筆、下番の田が6筆、北潟の畑が5筆、波松の畑が2筆、城の畑が1筆、番堂野の畑が5筆、北金津の畑が1筆、伊井の田が6筆、桑原の田が6筆、清間の田が1筆、柿原の畑が5筆、山十楽の畑が2筆でございます。利用権移転、所有権移転につきましてはございませんでした。

16ページをお開きください。集積計画の決定についてでございます。1番につきましては、借受人は重義にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。重義の田1筆でございます。利用目的は水稻で賃借権の設定、10a当たり賃借料は1万5,000円でございます。期間につきましては令和5年5月1日から令和8年4月30日まででございます。再設定でございまして、用水費は借主負担でございます。

2番につきましては、借受人は〇〇〇〇でございます。轟木の田3筆、上番の田1筆でございます。利用目的は水稻で賃借権の設定、10a当たり賃借料は1万6,500円でございます。期間につきましては令和5年5月1日から令和15年4月30日まででございます。再設定でございまして、用水費は借主負担でございます。

3番につきましては、借受人は〇〇〇〇でございます。中番の田1筆でございます。利用目的は水稻で賃借権の設定、10a当たり賃借料は米1俵相当額でございます。期間につきましては令和5年5月1日から令和15年4月30日まででございます。再設定でございまして、用水費は借主負担でございます。

17ページにまたがっております4番と5番につきましては、借受人は下番にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。下番の田6筆でございます。利用目的は水稻で

賃借権の設定、10 a 当たり賃借料は、4番、5番ともに1万4,525円でございます。期間につきましては、4番は令和5年5月1日から令和15年4月30日まで、5番は令和5年5月1日から令和10年4月30日まででございます。再設定ございまして、用水費は借主負担でございます。

6番と7番につきましては、借受人は〇〇〇〇でございます。伊井の田6筆でございます。利用目的は水稻で賃借権の設定、10 a 当たり賃借料は6番、7番ともに1万5,000円でございます。期間につきましては6番、7番ともに令和5年5月1日から令和15年3月31日まででございます。再設定ございまして、用水費は借主負担でございます。

8番につきましては、借受人は〇〇〇〇でございます。桑原の田6筆、清間の田1筆でございます。利用目的は水稻で賃借権の設定、賃借料は7筆まとめて26万6,363円でございます。期間につきましては令和5年5月1日から令和15年4月30日まででございます。再設定ございまして、用水費は借主負担でございます。

18ページにお進みください。9番と10番につきましては、借受人は国影にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。牛山の畑2筆、国影の畑1筆でございます。利用目的は牧草で賃借権の設定、10 a 当たり賃借料は、9番は8,000円、10番は7,000円でございます。期間につきましては、9番は令和5年5月1日から令和10年4月30日まで、10番は令和5年5月1日から令和15年4月30日まででございます。新規設定ございまして、用水費は貸主負担でございます。

11番につきましては、借受人は〇〇〇〇でございます。北潟の畑1筆でございます。利用目的は芝で賃借権の設定、10 a 当たり賃借料は1万円でございます。期間につきましては、令和5年5月1日から令和10年2月29日まででございます。新規設定ございまして、用水費は貸主負担でございます。

19ページにまたがっております12番から14番につきましては、借受人は〇〇〇〇でございます。北潟の畑4筆でございます。利用目的は野菜で賃借権の設定、10 a 当たり賃借料はいずれも1万円でございます。期間につきましては、12番と14番は令和5年5月1日から令和15年4月30日まで、13番は令和5年5月1日から令和10年4月30日まででございます。再設定ございまして、用水費は貸主負担でございます。

20ページにまたがっております15番から17番につきましては、借受人は二面にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。波松の畑2筆、城の畑1筆でございます。利用目的は野菜で賃借権の設定、10 a 当たり賃借料はいずれも1万円でございます。期間につきましては、いずれも令和5年5月1日から令和10年4月30日まででございます。再設定ございまして、用水費は貸主負担でございます。

21ページにまたがっております18番から21番につきましては、借受人は福井市にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。番堂野の畑5筆でございます。利用目的は

野菜で賃借権の設定、10 a 当たり賃借料はいずれも1万円でございます。期間につきましてはいずれも令和5年5月1日から令和8年4月30日まででございます。新規設定でございます、用水費は貸主負担でございます。

22番から24番につきましては、借受人は清王にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。北金津の畑1筆、山十楽の畑2筆でございます。利用目的は野菜で賃借権の設定、10 a 当たりの賃借料はいずれも1万円でございます。期間につきましてはいずれも令和5年5月1日から令和9年4月30日まででございます。再設定でございます、用水費は貸主負担でございます。

22ページにお進みください。25番から27番につきましては、借受人は坂井市にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。柿原の畑3筆でございます。利用目的は牧草、野菜で賃借権の設定、10 a 当たり賃借料はいずれも1万円でございます。期間につきましてはいずれも令和5年5月1日から令和15年4月30日まででございます。新規設定でございます、用水費は貸主負担でございます。

28番につきましては、借受人は坂井市にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。柿原の畑2筆でございます。利用目的は牧草、野菜で賃借権の設定、10 a 当たり賃借料は1万円でございます。期間につきましては令和5年5月1日から令和15年4月30日まででございます。新規設定でございます、用水費は貸主負担でございます。

これらの全ての農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法に規定された要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

議 長： 本案について、ご質問はありますか。よろしいですか。
どうぞ。

2 番： 20ページの番号18番から21番の借りられる方、この方は新規で借りるんですけども、新規で始められる方なんでしょうか。

事 務 局： こちらの土地以外にも既に借りたことがある方、別の土地を借りられている方になります。

2 番： 現状でやられている方。

事 務 局： そうですね。

議 長： ほかにありませんか。

(質問、意見なし)

ないようですので、採決に入ります。番号4番、5番につきましては、○番○○○○委員が関係していますので、まず、それらを除く1番から3番及び6番から28番について採決をいたします。

議案第4号「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について」、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成です。よって、決定することといたします。

○○○○委員、退席をお願いします。

(○番○○○○委員退席)

それでは、番号4番、5番について、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成です。よって、決定することといたします。

入室してください。

(○番○○○○委員着席)

◇ 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出の報告について

議長： 次に、報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出の報告について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： では、報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出の報告について」、ご説明いたします。23ページにお進みください。

今回、7件の届出がございました。

1番の届出につきましては、花乃杜五丁目の畑1筆でございます。権利取得者は花乃杜にお住まいの○○○○さんでございます。権利取得日は令和5年3月8日で、相続による所有権の移転でございます。自己管理することとでございます。

2番の届出につきましては、中番の田5筆、畑1筆でございます。権利取得者は中番にお住まいの○○○○さんでございます。権利取得日は令和4年8月22日で、相続による所有権の移転でございます。田は○○○○が耕作し、畑は自己管理することとでございます。

3番の届出につきましては、指中の田2筆でございます。権利取得者は千葉県にお住まいの○○○○さんでございます。権利取得日は令和5年1月1日で、相続による所有権の移転でございます。○○○○が耕作することとでございます。

24ページにお進みください。4番の届出につきましては、蓮ヶ浦の田7筆、畑4筆でございます。権利取得者は蓮ヶ浦にお住まいの○○○○さんでございます。権利取得日は令和5年2月4日で、相続による所有権の移転でございます。自己管理

するとのことでございます。

5番の届出につきましては、高塚の畑3筆、山十楽の畑1筆でございます。権利取得者は石川県にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。相続による所有権の移転でございます。権利取得日は令和5年3月24日でございます。高塚地係の畑は〇〇〇〇さんが耕作し、ほかは自己管理するとのことでございます。

25ページにお進みください。6番の届出につきましては、指中の田4筆、畑6筆でございます。権利取得者は指中にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は令和5年1月26日で、相続による所有権の移転でございます。田の全部と指中地係の畑の2筆は〇〇〇〇が耕作し、ほかは自己管理するとのことでございます。

7番の届出につきましては、谷島の田1筆、畑1筆、上番の田1筆、畑1筆でございます。権利取得者は上番にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は令和4年9月9日で、相続による所有権の移転でございます。谷島の田は〇〇〇〇〇が、上番の田は〇〇〇〇〇さんが耕作し、ほかは自己管理するとのことでございます。

以上で説明を終わります。

議長： 本件について、ご質問はありますか。よろしいですか。

(質問、意見なし)

質問がないようですので、報告第1号を終わります。

◇ 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による賃借権の合意解約届出の報告について

議長： 次に、報告第2号「農地法第18条第6項の規定による賃借権の合意解約届出の報告について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： では、報告第2号「農地法第18条第6項の規定による賃借権の合意解約届出の報告について」、ご説明いたします。26ページをお開きください。

今回、4件の届出がございました。

1番につきましては、中番の田3筆で、賃借人は〇〇〇〇でございます。議案第1号1番にてご説明しましたとおり、所有権移転を行うため解約するものでございます。

2番につきましては、国影の畑1筆で、賃借人は〇〇〇〇さんでございます。議案第4号10番でご説明しましたとおり、〇〇〇〇さんに利用権を設定するため解約するものでございます。

3番につきましては、城の畑1筆で、賃借人は〇〇〇〇さんでございます。賃借人の都合により解約するものでございます。

4番につきましては、波松の畑3筆で、賃借人は〇〇〇〇でございます。転借人

の都合により解約するものでございます。

以上で説明を終わります。

議 長： 本件につきまして、ご質問はありませんか。よろしいですか。

(質問、意見なし)

ないようですので、報告第2号を終わります。

◇ その他(1)

議 長： 次に、その他の(1)「5月の農業委員会定例総会開催予定について」、事務局の説明を求めます。

事務局： 5月の定例総会につきまして、5月26日金曜日午後1時半から開催することとしたいと思います。

議 長： ただいまの説明について、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

ないようですので、事務局説明のとおり、5月の定例総会は5月26日金曜日午後1時30分から開催することといたします。

◇ その他(2)

議 長： 次に、その他(2)その他について、事務局の説明を求めます。

事務局： 【説明】

議 長： 今ほど3件ほど説明がありました。皆さんからご質問があれば承りたいと思います。

これ、集積率80%って国が定めているんやろうと思うんやけど、できるんやろうか。

事務局： あわら市においては、既に地域によっては80%超えてる地域は、実は割とありまして、ただ、全市となりますと、もちろん70%あわら市の場合は超えていますので、遠い目標ではないなというふうには担当としては思っておりますが、ただ、何せ地域によっては難しいところもありますので、これはあくまで目指す目標ということで、市全体として取り組んでいく目標として定めたものというふうに考えていきたいと思っております。

議 長： 皆さん、ご質問はありませんか。

(質問、意見なし)

ないようでしたら、これでとどめたいと思います。

それから、もう1点お願いがございます。今皆さんのお手元にコピーが行っているかと思うんですけども、農業政策に関する提案報告書ということで、急遽配付をさせていただきます。事務局から説明をしていただこうと思います。

事務局： 【説明】

議 長： 今事務局から説明がありました。提案内容につきましては、自分が思っておられることを、あれば書いていただきたい。締切りは10日前後ぐらいまでをお願いをしたいと思います。その後、こちらのほうで少し検討して県のほうへ提出していきたいなと思います。

今、農業も変わりつつある時期ですので、いろんなことが想定されると思いますが、それら踏まえて思いを書いていただければと思います。全てが向こうへ通るかどうかというのはまた別問題でございますけれども、そういった集約しながら提出をしていきたいというふうに思いますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

8 番： これは提案でございますけれども、要望でもよろしいんですか。

議 長： 一応書いていただければ結構かと思います。

8 番： そうですか、はい。

議 長： 先ほど言いましたけども、一応検討させていただいて、もともとは出して県のほうでまた集約しながら出していくと思いますので、結果については分かりませんが、一応思いを書いていただければと思います。

8 番： そうですか、はい。

議 長： ほかにご質問はありませんか。

(質問、意見なし)

ないようですので、今も含めてその他の(2)については、終わりたいと思います。

以上をもちまして、用意をしましたことは終わりましたけれども、せつかくの機

会でございます。皆さん方のご意見ありましたら承りたいと思います。よろしいですか。

(質問、意見なし)

◇ 閉 会

議 長： それでは、皆さん、ご協力いただきまして、スムーズに開催することができました。これから大変忙しくなりますので、お体には十分注意しながら、農作業を進めていただきたいと思います。本日はどうもありがとうございました。

令和5年4月26日

議 長

委 員

委 員